

熊本県公報

号外 第 4 号
平成 20 年 3 月 6 日 (木)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

登 載 依 頼

○熊本県知事選挙の選挙期日	(選挙管理委員会)	1
○熊本県知事選挙における投票用紙の様式	(")	1
○熊本県知事選挙における選挙長が事務を行う場所	(")	2
○熊本県知事選挙における選挙長及び選挙長職務代理者	(")	2
○熊本県知事選挙におけるポスター掲示場に掲示するポスターの掲 示開始日	(")	3
○熊本県知事選挙における政見放送日時のかじの場所及び日時	(")	3
○熊本県知事選挙における期日前投票所及び不在者投票を記載する 場所に掲示する候補者の氏名等の掲示の順序を定めるかじの場所 及び日時	(")	3
○熊本県知事選挙における選挙公報の掲載順序のかじの場所及び日時	(")	3
○熊本県知事選挙における実費弁償、報酬の最高額	(")	3
○熊本県知事選挙における選挙会の場所及び日時	(")	4
○補欠選挙を行う事由が生じた旨の告示	(")	4
○熊本県議会議員上益城郡選挙区補欠選挙における署名収集の禁止 の告示	(")	4
○熊本県議会議員上益城郡選挙区補欠選挙における選挙人名簿登録 基準日、登録日及び縦覧期間	(")	4
○熊本県知事選挙における選挙立会人のくじを行う場所及び日時	(熊本県知事選挙選挙長)	4

登 載 依 頼

熊本県選挙管理委員会告示第 23 号

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 33 条第 1 項の規定により、任期満了による熊本県知事選挙の期日を次のとおり定める。

平成 20 年 3 月 6 日

熊本県選挙管理委員会
委員長 岩 尾 映 二

選挙期日 平成 20 年 3 月 23 日

熊本県選挙管理委員会告示第 24 号

平成 20 年 3 月 23 日執行の熊本県知事選挙の投票用紙の様式を、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 46 条の 2 の規定による記号式投票に用いるものについては、知事選挙における記号式投票に関する規程（昭和 39 年熊本県選挙管理委員会告示第 29 号）第 2 条の規定にかかわらず、別記第 1 号様式の、また同法第 47 条、第 48 条の 2 及び第 49 条の規定による投票に用いるものについては、別記第 2 号様式のとおりに定める。

平成 20 年 3 月 6 日

熊本県選挙管理委員会
委員長 岩 尾 映 二

職務を代理すべき者を次のとおり選任する。

平成 20 年 3 月 6 日

熊本県選挙管理委員会
委員長 岩 尾 映 二

区 分	氏 名	住 所
選 挙 長	岩尾 映二	熊本県熊本市津浦町 37 番 3 号
選挙長に事故があるとき又は欠けたときその職務を代理する者	豊永 類子	熊本県熊本市水前寺 3 丁目 15 番 1 号 1104

熊本県選挙管理委員会告示第 27 号

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 144 条の 2 第 5 項の規定に基づき、平成 20 年 3 月 23 日執行の熊本県知事選挙において、ポスター掲示場に掲示するポスターの掲示開始日を次のとおり定める。

平成 20 年 3 月 6 日

熊本県選挙管理委員会
委員長 岩 尾 映 二

掲示開始日 平成 20 年 3 月 6 日

熊本県選挙管理委員会告示第 28 号

政見放送及び経歴放送実施規程（平成 6 年自治省告示第 165 号）第 14 条第 1 項の規定に基づき、平成 20 年 3 月 23 日執行の熊本県知事選挙の政見放送の放送日時を定める場合のくじを行う場所及び日時は、次のとおりである。

平成 20 年 3 月 6 日

熊本県選挙管理委員会
委員長 岩 尾 映 二

- 場 所 熊本県選挙管理委員会室
熊本県熊本市水前寺 6 丁目 18 番 1 号 熊本県庁本館 3 階
- 日 時 平成 20 年 3 月 6 日 午後 6 時

熊本県選挙管理委員会告示第 29 号

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 175 条第 6 項の規定に基づき、平成 20 年 3 月 23 日執行の熊本県知事選挙において市町村の選挙管理委員会の管理する期日前投票所及び不在者投票記載場所における氏名等掲示の順序を決定する場合のくじを行う場所及び日時は、次のとおりである。

平成 20 年 3 月 6 日

熊本県選挙管理委員会
委員長 岩 尾 映 二

- 場 所 熊本県選挙管理委員会室
熊本県熊本市水前寺 6 丁目 18 番 1 号 熊本県庁本館 3 階
- 日 時 平成 20 年 3 月 6 日 午後 5 時 30 分

熊本県選挙管理委員会告示第 30 号

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 169 条第 5 項の規定に基づき、平成 20 年 3 月 23 日執行の熊本県知事選挙の選挙公報に候補者の氏名、経歴、政見等を掲載する場合において、その掲載の順序を決定する場合のくじを行う場所及び日時は、次のとおりである。

平成 20 年 3 月 6 日

熊本県選挙管理委員会
委員長 岩 尾 映 二

- 場 所 熊本県選挙管理委員会室
熊本県熊本市水前寺 6 丁目 18 番 1 号 熊本県庁本館 3 階
- 日 時 平成 20 年 3 月 7 日 午後 5 時 30 分

熊本県選挙管理委員会告示第 31 号

平成 20 年 3 月 23 日執行の熊本県知事選挙において、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 197 条の 2 第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、選挙運動に従事する者に対し支給することができる実費弁償の最高額、選挙運動のために使用する労務者に対し支給することができる報酬及び実費弁償の最高額並びに選挙運動に従事する者（選挙運動のために使用する事務員並びに専ら同法第 141 条第 1 項の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者及び専ら手話通訳のために使用する者に限る。）に対し支給することができる報酬の最高額を、次のとおり定める。

平成 20 年 3 月 6 日

熊本県選挙管理委員会

委員長 岩 尾 映 二

- 1 選挙運動に従事する者 1 人に対し支給することができる実費弁償の額
- イ 鉄道賃 鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額
- ロ 船賃 水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額
- ハ 車賃 陸路旅行（鉄道旅行を除く。）について、路程に応じた実費額
- ニ 宿泊料（食事料 2 食分を含む。） 1 夜につき 12,000 円
- ホ 弁当料 1 食につき 1,000 円、1 日につき 3,000 円
- ヘ 茶菓料 1 日につき 500 円
- 2 選挙運動のために使用する労務者 1 人に対し支給することができる報酬の額
- イ 基本日額 10,000 円
- ロ 超過勤務手当 1 日につき基本日額の 5 割
- 3 選挙運動のために使用する労務者 1 人に対し支給することができる実費弁償の額
- イ 鉄道賃、船賃及び車賃 それぞれ 1 のイ、ロ及びハに掲げる額
- ロ 宿泊料（食事料を除く。） 1 夜につき 10,000 円
- 4 選挙運動に従事する者に対し支給することができる報酬の額
- イ 選挙運動のために使用する事務員 1 人 1 日につき 10,000 円
- ロ 専ら同法 141 条第 1 項の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者 1 人 1 日につき 15,000 円
- ハ 専ら手話通訳のために使用する者 1 人 1 日につき 15,000 円

熊本県選挙管理委員会告示第 32 号

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 77 条第 1 項及び同法第 78 条の規定に基づき、平成 20 年 3 月 23 日執行の熊本県知事選挙の選挙会の場所及び日時を次のとおり定める。
平成 20 年 3 月 6 日

熊本県選挙管理委員会

委員長 岩 尾 映 二

- 1 場 所 熊本県庁新館 2 階多目的 A V 会議室（熊本県熊本市水前寺 6 丁目 18 番 1 号）
- 2 日 時 平成 20 年 3 月 26 日 午前 10 時

熊本県選挙管理委員会告示第 33 号

平成 20 年 3 月 23 日執行の熊本県知事選挙の期日が告示されたので、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 113 条第 3 項第 3 号の規定により、熊本県議会議員上益城郡選挙区について、補欠選挙を行うべき事由が生じたから、同法第 199 条の 5 第 4 項第 6 号の規定に基づき告示する。

平成 20 年 3 月 6 日

熊本県選挙管理委員会

委員長 岩 尾 映 二

熊本県選挙管理委員会告示第 34 号

熊本県上益城郡の区域において、熊本県議会議員の補欠選挙が執行されることになったため、本告示の日の翌日から当該選挙の期日までの間、当該選挙が行われる区域内においては、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 5 章に規定するすべての直接請求及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 8 条第 1 項の解職の請求のための署名を求めることができない。

平成 20 年 3 月 6 日

熊本県選挙管理委員会

委員長 岩 尾 映 二

熊本県選挙管理委員会告示第 35 号

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 22 条第 2 項及び同法第 23 条第 1 項の規定に基づき、平成 20 年 3 月 23 日執行予定の熊本県議会議員上益城郡選挙区補欠選挙を行うことに伴う選挙人名簿の登録等を次のとおり行う。

平成 20 年 3 月 6 日

熊本県選挙管理委員会

委員長 岩 尾 映 二

- 1 被登録資格の 平成 20 年 3 月 13 日
決定の基準日 （ただし、年齢については平成 20 年 3 月 23 日）
- 2 登録日 平成 20 年 3 月 13 日
- 3 縦覧期間 平成 20 年 3 月 14 日
（午前 8 時 30 分から午後 5 時まで）

熊本県知事選挙選挙長告示第 1 号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条の規定に基づき、平成20年3月23日執行の熊本県知事選挙における選挙立会人のくじを行う場所及び日時は、次のとおりである。
平成20年3月6日

熊本県知事選挙
選挙長 岩 尾 映 二

- 1 場 所 熊本県選挙管理委員会室
熊本県熊本市水前寺6丁目18番1号 熊本県庁本館3階
- 2 日 時 平成20年3月20日 午後6時

